

大治町高齢者 IT 機器導入支援補助金

町内在住の満 65 歳以上の方に

スマートフォンの購入を補助します

対象者

- ・大治町に住民票がある方
- ・令和 4 年度中に満 65 歳以上になる方
- ・町税に滞納がない方
- ・令和 4 年 4 月 1 日以降令和 5 年 1 月 31 日までに、初めてマイナンバーカード対応スマートフォンを所有した方
- ・マイナンバーカードを取得、もしくは申請中の方
- ・町公式 SNS をフォローまたは、町メールサービスに登録していただける方
- ・下記事業者のスマホ講座（個別相談含む）、または町主催のスマホ講座に参加していただける方

事業者一覧

docomo au (UQ モバイル)

SoftBank (Y! モバイル)

RakutenMobile

※総務省が行う令和 4 年度当初予算「利用者向けデジタル活用支援事業」の公募において全国展開型の事業実施団体として採択された団体

申請・問合せ先

役場 企画課 内線 128



町ホームページ

<https://www.town.oharu.aichi.jp/4230.htm>

補助金額

購入金額の 2 分の 1
限度額 2 万円

受付期限

令和 5 年 2 月 28 日 (火)

※令和 5 年 1 月 31 日 (火) までに購入したものに限り
※予算がなくなり次第終了

STEP1 スマホを購入する

左記事業者でマイナンバー対応スマホを購入する

STEP2 スマホ講座を受講する

左記事業者が実施するスマホ講座（個別相談含む）または町主催のスマホ講座を受講する。

STEP3 補助金の申請をする

- ・申請書兼請求書は、役場または一部の近隣ショップで配布しています。
- ・所有者氏名、購入年月日、機種、数量、金額、販売業者名が明記された販売業者の証書の写し、契約に関する書類、マイナンバーカード（申請中の方は運転免許証等）、本人の口座情報が分かるものがが必要です。

※詳細については、2 次元コードより町ホームページをご覧ください
ただか、お問合せください。

西條防災コミュニティセンターをご利用ください！

西條防災コミュニティセンターは町内在住の方であれば、誰でもご利用できます。駐車場や駐輪場、給湯設備もあり、さまざまな用途でお使いいただくことができます。詳しくは町ホームページをご覧ください、企画課へお問合せください。



●多目的ホール

音響設備もあり、踊りやダンスの練習にご利用いただいています



●和室(3部屋)

子育てサークルや勉強会などにご利用いただいています

問合せ先 役場 企画課 内線126